

# 神河町新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成27年3月

神河町

## 目次

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の基本的な方針	3
II-1	新型インフルエンザ等対策の基本的な戦略及び目的	3
II-2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
II-3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
II-4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	8
II-5	対策推進のための役割分担	10
II-6	行動計画の主要6項目	11
(1)	実施体制	12
(2)	情報収集・提供	13
(3)	予防・まん延防止	14
(4)	予防接種	15
(5)	医療	17
(6)	住民生活及び住民経済の安定の確保	18
III	各段階における対策	19
III-1	未発生期	19
(1)	実施体制	19
(2)	情報収集・提供	20
(3)	予防・まん延防止	20
(4)	予防接種	20
(5)	医療	21
(6)	住民生活及び住民経済の安定の確保	21
III-2	海外発生期（県内未発生）	23
(1)	実施体制	23
(2)	情報収集・提供	23
(3)	予防・まん延防止	24
(4)	予防接種	25
(5)	医療	25
(6)	住民生活及び住民経済の安定の確保	25
III-3	県内発生早期	27
(1)	実施体制	28
(2)	情報収集・提供	28
(3)	予防・まん延防止・予防接種	28
(4)	医療	33
(5)	住民生活及び住民経済の安定の確保	33

Ⅲ-4	県内感染期	35
(1)	実施体制	35
(2)	情報収集・提供	36
(3)	予防・まん延防止	36
(4)	予防接種	37
(5)	医療	37
(6)	住民生活及び住民経済の安定の確保	39
Ⅲ-5	小康期	41
(1)	実施体制	41
(2)	情報収集・提供	41
(3)	予防・まん延防止	41
(4)	予防接種	42
(5)	医療	42
(6)	住民生活及び住民経済の安定の確保	42
資料編		43
	1. 神河町新型インフルエンザ等対策本部条例	44
	2. 感染者発生時の活動（マニュアル）	45
	3. 防疫・感染対策用備蓄器材表	49
	4. 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合の対策	50
	5. 用語解説	52
	6. 新型インフルエンザ等対策に係る関係法令語解説	55

# I はじめに

## 1 作成の趣旨

新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、一旦発生すると世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的・経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。また、感染力の強さから多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

平成21年4月には、メキシコ及び米国を発生源とする新型インフルエンザ（A/H1N1）が確認され、世界的な大流行となった。このとき発生したインフルエンザの病原性は、これまでの季節性インフルエンザと同程度であったが、我が国においても、一時的、地域的に、医療現場の混乱や物資のひっ迫などが起こった。

最近では、平成25年3月に、これまで報告されることがなかった鳥インフルエンザ（A/H7N9）ウイルスの人への感染が中国において確認され、死亡者も出るなど、従来から注目されてきたA/H5N1型に加え、A/H7N9型の鳥インフルエンザウイルスからも新型インフルエンザが発生するのではないかと懸念されている。

そこで、新たなインフルエンザが発生し、まん延した場合であっても対応できる十分な危機管理体制を整備するため、神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定める。

## 2 国の新型インフルエンザ取組の経緯

国は、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、数次の部分的な改定を行い、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、平成23年9月に新型インフルエンザ等対策行動計画を改定した。

また国は、これまでの経験を踏まえ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定し、平成25年4月に施行した。さらに、特措法第6条の規定に基づき、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

## 3 県行動計画の作成

兵庫県は、平成18年1月に「兵庫県新型インフルエンザ行動計画」を作成し、さらに国の行動計画の改訂に伴い、平成21年4月に「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」

を策定した。その後特措法に基づく政府行動計画の作成を踏まえ、また、特措法に規定された行動計画とするため、平成25年10月に「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

#### 4 町行動計画の作成

本町は、平成21年に流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応において、県を中心に各種のまん延防止対策を実施したが、住民からの相談、学校、福祉関係事業所への対応、医療機関との対応等混乱を呈する状況が生じ、平成21年9月に「神河町新型インフルエンザ対策計画」を改正した。また政府行動計画や県行動計画、特措法を見据えた内容で今回町行動計画として、新たな神河町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成することとした。

町行動計画は、県行動計画に基づき作成するもので、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、町が実施する措置等を示すものであり、具体的な対策は、マニュアル等を基に講じていくものとするが、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国・県から示される基本的対処方針に基づき、町行動計画やマニュアル等に記載する対策から実施すべき対策を選択し決定することとする。

なお、町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は県行動計画と同様に、以下のとおりである。

- （1）感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- （2）感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

町行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、県行動計画が変更された場合は適時適切に変更を行うものとする。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策については、町行動計画の参考として、「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」（資料4）で示すこととした。

## Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### Ⅱ-1 新型インフルエンザ等対策の基本的な戦略及び目的

#### (1) 基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生したら国内に侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等対策を町の危機管理における重要な課題と位置付け、県行動計画と同様、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

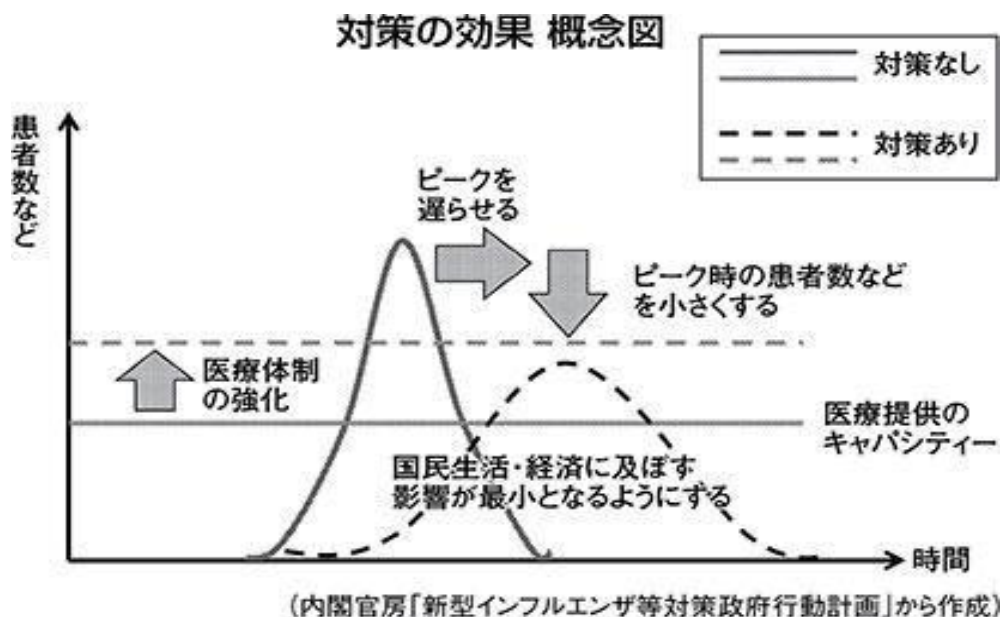
#### (2) 対策の目的

##### ① 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。

流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



## ② 住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び住民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## Ⅱ-2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

### (1) 病原性、感染力の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。本計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に迅速に対応できるよう、病原性（重症者の発症状況等）、感染力（発生患者数等）の程度に応じて3つの対策レベルを用意する。

具体的な対策の実施にあたっては、特措法第18条に基づき政府の定める基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）、県の対処方針に基づき、地域状況を考慮して、適切な対策レベルを選択することとするが、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、対策項目ごとに具体的な対策を選択していく。

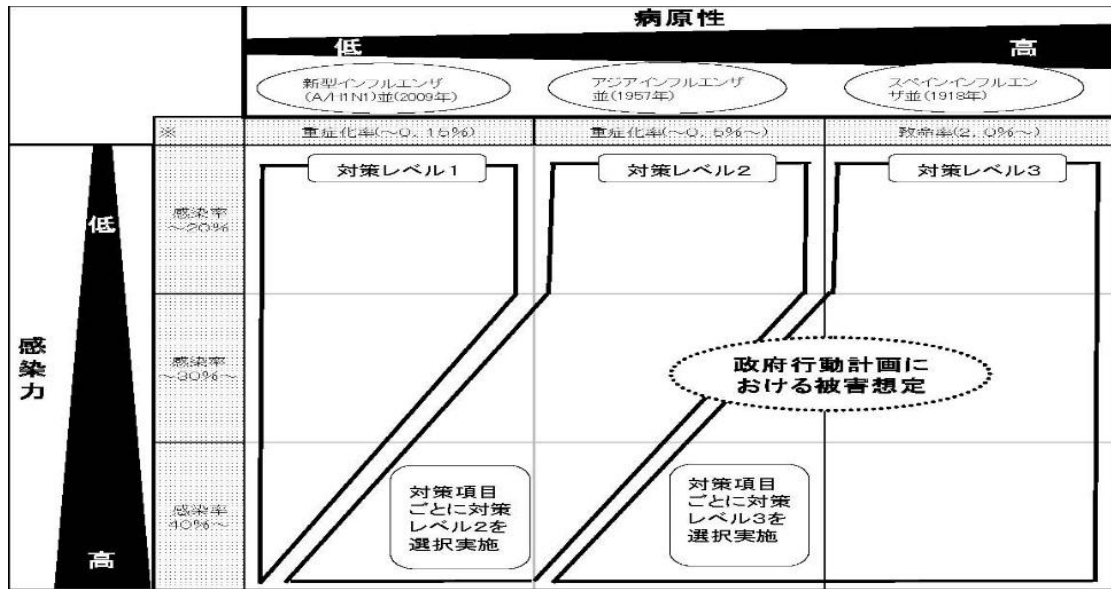
発生初期などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合に備えた対策をとることを基本とするが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、基本的対処方針も踏まえ、より適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行う。

また、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）を行ったときは、特措法第4章の規定による緊急事態措置が実施されることとなる。この場合、対策レベル3の対策を実施する。

県内で感染が拡大した段階で、社会は緊張し様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、患者数や重症者の発生状況と医療体制、社会生活の状況などを把握し、これに応じて臨機応変に対処していく。

【対策レベルの目安の考え方】

(出典：県行動計画)



## (2) 段階ごとの対策

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて採るべき対応が異なり、あらかじめ各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。しかし、発生状況に応じ柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。各発生段階は、「未発生期」、「海外発生期・県内未発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」、「小康期」の5つに分類する。また、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化する。町においては、地理的条件、交通事情、医療体制をはじめとした様々な地域性を考慮しながら、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すとともに、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、国や県と連携を保ちながら、次の点を戦略の柱とし一連の流れをもって対応することとする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び経済に与える影響等を総合的に考慮し、町行動計画等に記載するものの中から実施すべき対策を選択し決定する。



### 【発生段階】

発生段階(国)	発生段階(県・町)	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期 県内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
国内発生早期	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態 町内・近隣市町未発生期の状態
国内感染期	県内感染期	町内・近隣市町で新型インフルエンザ等患者の接触歴が確認できなくなった状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

#### ① 未発生期

町における整備として、衛生資器材の備蓄、住民に対する予防普及啓発や町・医療機関・事業者等による事業継続計画等の作成など、発生に備えた事前の準備を行う。

#### ② 海外発生期・県内未発生期

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるが、県等との連携の強化により、病原体の県への侵入の時期をできる限り遅らせる。

#### ③ 県内発生早期

当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に協力する。また、病原性に応じては、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請について周知を図るとともに、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした担当課ごとの対策を講ずる。

#### ④ 県内感染期

常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。県、近隣市町、事業者等と相互に連携して、医療の確保や住民生活・経済の維持のために最大限の努力をする必要があるが、状況に応じて臨機応変に対処していく。

### (3) 社会全体で取り組む感染対策

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請、各

事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことと、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことでより効果が期待される。

全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを住民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンのない可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

## Ⅱ-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

県との連携のもと、医療関係者への医療の実施の要請、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場の使用等制限の要請、臨時の医療施設の開設のための施設の使用、緊急物資の運送等、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。また、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるといったものではないことに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

神河町新型インフルエンザ等対策本部(以下「町対策本部」という)(資料1)は、政府対策本部(特措法第15条)、県対策本部(特措法第22条)、中播磨圏域と相互に緊

密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、必要に応じ、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

#### (4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## Ⅱ-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

町行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することになる。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

さらに、想定にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響や現在の我が国の医療体制、衛生状態等を一切考慮していない。

町行動計画を作成するに際しては、政府及び県行動計画の中で示された推計を参考に本町における受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。

【新型インフルエンザ等患者数の推計】

		神河町	兵庫県	全 国
り患者数 (全人口の約25%)		3,060人	140万人	3,195万人
医療機関受診者 (10.2%~19.5%)		約1,250人 ~2,380人	約56万人 ~108万人	約1,300万人 ~2,500万人
中 等 度	入院患者数 (1日最大入院患者数)	約52人 (約10人)	約23,000人 (約4,000人)	約53万人 (約10.1万人)
	死亡者数	約16人	7,000人	約17万人
重 度	入院患者数 (1日最大入院患者数)	約193人 (約39人)	約88,000人 (約17,000人)	約200万人 (約39.9万人)
	死亡者数	約61人	約2,800人	約64万人

\* 神河町の人口は、平成26年3月末現在住民基本台帳人口12,230人から試算

〈被害想定〉

◇り患率：約25%

◇医療機関受診者数：人口の約10.2%~19.5%と推計

◇致命率：アジアインフルエンザ等を中等度 0.53%

スペインインフルエンザを重度 2.0%

また、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下で、中等度の場合の1日当たりの最大入院患者数（流行発生から5週目）を推計。

なお、新感染症については、未知の感染症であるため、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、町の危機管理として対応する必要がある。

**(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について**

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・全住民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。
- ・り患者は、1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## Ⅱ-5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策は、社会全体で取り組むことでその効果が発揮されることから、国、県、町、関係機関等、住民のそれぞれが役割分担したうえで、連携・協力して推進することとする。

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援するため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

### (2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確に判断し、市町の対策への支援などを含めて対応する。

### (3) 町の役割

本町は総合病院を設置する町であることから、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含め、県と連携を図りつつ、町の状況に応じた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、町行動計画を踏まえ、情報収集に努めるとともに、衛生資器材などの計画的な備蓄・感染予防対策等発生に備えた準備を推進する。

新型インフルエンザ等発生時には、町対策本部を設置し、国における対策の基本的な方針を踏まえ、県と連携を図りつつ、町の状況に応じた対策を推進する。

予防接種においては、短期間で集団的接種することが求められることから、郡医師会等の協力を得ながら、会場として病院・学校・保健福祉センター・神崎支庁舎等の調整をしておく。

住民に対する情報提供や、地域住民や関係団体等の協力を得て行う、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援については、政府の基本的対処方針に基づき的確に実施する。

新型インフルエンザ等発生状況により、相談窓口を設置する。

対策を実施するに当たっては、県や近隣市町との緊密な連携を図る。

#### (4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、発生前から地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の作成及び地域における医療連携体制の整備に参画する。

発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、郡医師会と連携して必要な医療を提供する。

#### (5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても住民生活及び経済の安定に寄与する事業を継続的に実施するよう努めなければならないと規定されている。このため、あらかじめ特定接種に関する内容等を含めた事業継続計画を作成するなど事業継続についての準備を行い、発生時には、これに基づいて事業を継続する。（特措法第4条第3項）

#### (6) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、従業員及び顧客や取引先等への感染防止の役割を有する。このため、事業所や店舗において感染対策の徹底が求められる。

また、対策レベルの高い新型インフルエンザ等が発生したときは、特に不特定多数の人々が集合する場などにおける事業などについて、自粛・縮小等を含め、まん延防止対策の実施が求められる。（特措法第4条第1項及び第2項）

#### (7) 住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解するとともに、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を積極的に実践する。（特措法第4条第1項）

## II-6 行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的

ア 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する

イ 住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、以下の6項目に分け

ることとする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・提供
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 住民生活及び住民経済の安定の確保

各項目に含まれる内容を以下に示す。

## (1) 実施体制

### ① 基本的考え方

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合、多数の住民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすおそれがあるため、全庁的な危機管理の問題として取り組む。

新型インフルエンザ等が発生する前から事前準備の進捗を確認し、関係部署等の連携を確保しながら、国・県及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

海外で新型インフルエンザ等が発生し、会長が必要と認めたときは、新型インフルエンザ等対策会議を開催し、関係機関と連携し国内発生に備えた準備を進める。

国内で新型インフルエンザ等の発生が確認され、緊急事態宣言が発出されたときは、速やかに町長を本部長とする町対策本部を設置し、必要な措置を講じる。

なお、緊急事態宣言が発出される前においても、本部長の判断に基づき、任意の町対策本部を設置することがある。任意に設置する町対策本部についても特措法対策本部条例に準ずるものとする。

本部長は、対策本部に必要な応じて有識者等の出席を求め、専門的意見を聴取する。

### ② 機 構

平常時より関係機関（中播磨健康福祉事務所・公立神崎総合病院等）と連携し、防疫感染に関する協議及び情報の連携を行う本部を神河町役場健康福祉課に置き、関係職員が従事する。

＜対策会議・対策本部の組織＞

	新型インフルエンザ等 対策会議	新型インフルエンザ等 対策本部
本部長・ 会長等	会 長：副町長 管理者：健康福祉課長	本 部 長：町長 副本部長：副町長・教育長
構成員	関係課部署代表管理職等	本部員（各課部署代表管理職等）
設置基準	・海外で新型インフルエンザが 発生し、会長が必要と認めると き	・国内で新型インフルエンザ発生 し、緊急事態宣言発生したとき ・その他、本部長が必要と認めると き
主要な 業 務	・住民啓発 ・予防対策 ・準備措置 ・初期対応、まん延防止対策 ・対策の修正、検討など	・住民啓発 ・対策対応決定 ・保健、医療、支援対策 ・初期対応、まん延防止対策 ・社会機能維持対策など

③ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・町内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関する  
こと。
- ・町内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・町内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・国、県、他の市町、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・住民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(2) 情報収集・提供

① 考え方

新型インフルエンザの発生は、町の危機管理に関わる課題という共通理解のもとに、国、県、町、医療機関、事業者、町民など各々がそれぞれの役割を認識し、行動する必要がある。そのためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や住民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

また、感染拡大を可能な限り抑制するためにも、国、県、近隣市町、医療機関、事業者、住民の間での情報共有を積極的に行い、国及び県等からの要請に応じ、県



内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

## ② 県内未発生期

町は、県と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じその取組等に適宜協力する。

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報を住民のほか、医療機関、事業者等に情報提供を行う。特に児童等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について情報を提供する。

## ③ 県内発生時

町は、患者の全数把握・入院患者等これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

町は、住民からの問い合わせに対応できる県のコールセンターを活用し、一般的な問い合わせに関しては町の相談窓口を設置する。

## ④ 情報提供方法

住民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報の届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、ケーブル放送・インターネット・携帯サイトなどあらゆる媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### 〈情報提供のため利用可能な媒体等〉

記者発表（新聞・テレビ）、広報かみかわ、ケーブル放送、神河町ホームページ、安全・安心メール、携帯サイト、自治会へのチラシ、広報車

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

## (3) 予防・まん延防止

### ① 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等をできる限り抑え、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制に対応可能な範囲内に収めることにつなげる。

まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせることで行うこととなるが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に考慮し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定、または実施している対策の縮小・中止を行うことになる。町は、県の方針を踏まえ、対策の実施・継続・縮小・中止を決定する。

町は、県・近隣市町と相互に連携し発生に備え県・郡医師会等と協力して、新型

インフルエンザ等対策について訓練を行うよう努める。

## ② 主なまん延防止対策

### a 個人における対策

県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）などの感染症法に基づく措置を行うとともに、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じて行う不要不急の外出の自粛要請等（特措法第45条第2項）を行った場合は、県からの要請に応じて取組等に適宜協力する。

### b 地域対策・職場対策

県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか職場における感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、学校に対する休校措置、施設の使用制限の要請等（特措法第45条第3項）を行った場合、町は県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

### c その他

海外で発生した場合、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

## (4) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収まるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

予防接種は、対策を実施する要員に対して行う「特定接種」と一般国民に対して実施する「住民接種」に区別されている。

### ① 特定接種

#### a 特定接種とは

特措法第28条の規定に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

## **b 対象となり得る者**

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

であり、特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。また、特例的に国民生活の維持に必要な食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

## **c 基本的な接種順位**

- (a) 医療関係者
- (b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- (c) 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む）
- (d) それ以外の事業者

## **d 接種体制**

登録業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員は国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県または市町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。そのため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

## **② 住民接種**

### **a 種類**

- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合  
⇒特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合  
⇒予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種

### **b 対象者の区分等**

特定接種対象者以外の接種対象者については、国は次の4郡に分類することを基本とし、接種順位については、この分類に基づき政府対策本部が決定することになる。

- (a) 医学的ハイリスク者（基礎疾患を有する者・妊婦）
- (b) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受け

られない小児の保護者を含む)

(c) 成人、若年者

(d) 高齢者(65歳以上の者)

### c 接種順位

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条第2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、国が決定することとなる。

### d 接種体制

住民接種については、町が実施主体となり、原則として集団接種(神崎支庁舎・大河内保健福祉センター等)とする。ただし、医療従事者、医療機関に入院中の患者については、基本的に当該者の担当する医療機関等において接種を行う。また、社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

接種に必要な医師等の従事者については、県・郡医師会等の協力を得て、確保を図る。

### e 予防接種における健康被害

あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布し、医師が予防接種後の副反応を診断した場合に、速やかに厚生労働省へ直接報告する。

接種対象者が、予防接種法に基づいて予防接種を受け、健康被害が生じた場合、その健康被害の状況に応じて、特定接種の場合は、その実施主体が、住民接種の場合は、町が給付を行う。

接種した場所が居住地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に居住する町となる。

## (5) 医療

### ① 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることで、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、県等と連携して効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくこと

が重要である。

## ② 発生時における医療体制の維持・確保

発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報が国・県から得られ次第、医療現場に迅速に提供する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、濃厚接触者の患者は指定の接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、医療機関内においては、感染の可能性がある者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。

また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行うとともに、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者及び重症に準ずる患者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けるなど、県と協議し医療体制の確保を図る。臨時の医療施設の設置や在宅療養についても、県・郡医師会等と協議するなど体制を検討・整備しておく。

## ③ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

町は、国及び県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量について適宜確認するとともに、備蓄薬に係る情報を収集する。

## (6) 住民生活及び住民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの住民が患し、流行が約8週間程度続くと言われていた。また、本人や家族のり患等により、職場で多くの欠勤者が出るのが想定され、住民生活及び住民経済の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足のおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、住民生活・住民経済への影響を最小限にできるよう、県、関係機関と連携し特措法に基づき事前に十分な準備を行う。また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう県と連携して働きかける。

## Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に実施する。

### 未発生期

<b>Ⅲ-1 未発生期</b>
○新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<b>対策の目的</b>
1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国・県との連携の下に発生の早期確認に努める。
<b>対策の考え方</b>
1) 国・県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3) 国、県、WHOなどの国際機関等からの情報収集を行う。

#### (1) 実施体制

##### ① 行動計画等

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画やマニュアルの作成を行い、国・県の動向を踏まえ、必要に応じて町行動計画等の見直しを行う。

##### ② 体制の整備

県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換や連絡体制の確認、訓練等を実施する。

町は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等対策に必要な体制、参集基準、連絡手段及びマニュアル等を整備する。

町は、必要に応じて、郡医師会、警察、消防機関等との連携を進める。

## (2) 情報収集・提供

### ① 情報収集

国・県やWHOなど関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等の対策や入院患者及び死亡者の発生状況等医療等に関する情報を収集する。

### ② 通常のサーベイランス

町は、県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

町は学校サーベイランスの活用・町内学校等における発生状況、臨時休業等報告依頼をし、早期に探知する。

### ③ 情報提供

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、町ホームページ、町の広報紙・ケーブル放送等利用し、情報提供を行う。

町は、新型インフルエンザ等発生時に住民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

## (3) 予防・まん延防止

### ① 個人における対策の普及

町は、感染予防のため、住民に対し手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

### ② 学校・地域対策・職場対策の周知・研修の実施

学校職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策や、職場における感染防止対策について周知を図り、県が実施する研修会や訓練等に参加を促す。

新型インフルエンザ等緊急事態において、県が行う施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

### ③ 衛生資器材等の供給体制の整備

町は、県等からの衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の流通・在庫等の状況を把握する要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

## (4) 予防接種

特措法第28条の規定に基づき実施する特定接種は、予防接種法上の臨時接種とみなして、集団的接種を原則とする。

特措法に定める特定接種及び住民の予防接種について、県及び郡医師会等関係機関と連携して広域的な実施を含めた体制を整備する。

### ① 接種体制の構築

#### a 特定接種

町は、県の要請により、特定接種の対象となる登録事業者の登録について、国

が定める、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領等に基づき、事業者への周知など登録に関する必要な協力を行う。

町は、職員に係る特定接種についての接種対象者、接種方法をあらかじめ定めるとともに、産業医や郡医師会等の協力を得て接種体制等を整備する。

#### **b 住民接種**

町内に居住する者に対し、県の協力を得ながら、郡医師会・公立神崎総合病院・事業者・学校関係者と協力し、速やかにワクチンを集団ごとに接種できるよう、接種に携わる医療従事者や、接種の場所、接種の周知・予約方法等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

町は円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣市町間広域的な協定を締結するなど、本町以外における接種を可能にするよう努める。

#### **c 情報提供**

町は、国・県が行う新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、住民の理解促進を図る。

### **(5) 医療**

町は、県等からの要請に応じ、地域医療体制の整備に関する県の対策等に適宜協力する。

県と連携を図るとともに、郡医師会、薬剤師会、歯科医師会、医療機関、薬局、消防、公立神崎総合病院等の関係者と密接に連携をとり、町の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

町は、県等が実施する研修や訓練に参加し、その取り組み等に適宜協力する。

町は、県が実施する医療資器材の備蓄や整備について、要請に応じ適宜協力する。

### **(6) 住民生活及び住民経済の安定の確保**

#### **① 業務継続計画等の作成**

町は、県からの要請に応じて、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の作成を支援する。

町は、県と連携し、電気・ガス・水道の供給、電話サービス、運輸、食品流通等の住民生活の維持に欠くことのできない事業者に対して、事業継続計画を作成するとともに、その実施にあたり経験者やOBの活用も含め、業務運営体制が確実に維持できるよう協力する。

#### **② 要援護者への生活支援**



県内感染期における在宅の高齢者、障害者、介助者がいない児童等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、関係団体等の協力を得ながら、対象世帯の情報の把握に努めるとともに、その具体的手続を検討し決定しておく。

保育所等、介護・福祉事業所などの臨時休業により、利用者が在宅になることを想定し、訪問介護事業等と仕組みを検討しておく。

### ③ 火葬能力等の把握

県と連携し 最大稼働時の一日当たりの火葬可能数（最大6体）、使用燃焼及びその備蓄量、並びに職員の配置状況等火葬能力について確認し、把握しておく。また、一時的に遺体を安置できる施設等について検討しておく。

### ④ 物資及び資材の備蓄等

町は、県と連携して、 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資（ガウン、マスク、使い捨て手袋）等を計画的に備蓄する。

\*防疫・感染対策用備蓄品器材表参考 資料4

## 海外発生期（県内未発生期）

Ⅲ－２ 海外発生期
○海外、国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内又は隣接府県では発生していない状態 ○国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
対策の目的
1) 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力などについて十分な情報が得られない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる措置をとる。 2) 県等と連携して、県内で発生した場合には早期に発見できるよう近隣地域のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 3) 海外・国内発生の情報を収集し、県の行動と連携を図り、町内で発生に備えた体制を強化するとともに、住民に感染予防を周知する。 4) 県等と連携して、県内での発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関・事業者への準備を促す。

### （１）実施体制

町は、国で新型インフルエンザ等が発生し、国が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、基本的対処方針を確認し、町行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策会議を開催し関係課・機関における連携強化と認識を共有する。

### （２）情報収集・提供

#### ① 情報収集

国・県のサーベイランス、情報収集に関して、町は県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

郡医師会及び近隣市町との情報共有を行う。

#### ② 情報提供

町は新型インフルエンザ等発生時の情報提供を一元化するため、新型インフルエンザ等対策に関する広報担当を設置する。

町は、県等と連携して、住民に対して新型インフルエンザ等の発生状況、町内で発生した場合に必要な対策等を、町ホームページ、町の広報紙・ケーブル放送等を利用し、リアルタイムに情報提供を行う。

また、学校、介護・福祉関係事業所や個人レベルでの感染予防策や、感染した場合の対応を周知する。

町は、国・県のシステムを活用し、国、県、近隣市町、医師会や関係機関等との双方向の情報共有を行う。

### ③ 相談窓口の設置

県からの要請に応じ、新型インフルエンザ等など疾患に関する相談のみならず、生活相談や、感染予防対応策等についての問い合わせに対応する電話相談窓口を設置し、住民に周知する。

## (3) 予防・まん延防止

### ① 個人対策の普及

県等と連携し、住民、介護・福祉事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けるなど感染対策等を勧奨する。

学校等においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努め、感染予防策を徹底する。

国・県は、県内発生早期となった場合には、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）などの措置を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

### ② 社会活動制限の準備

新型インフルエンザ等が県内で発生した場合に備えて、県等との連携により関係機関に対して、対策レベルに応じた対応を事前に準備しておくことを要請する。

学校及び保育所等・福祉関係事業所等に対する、手指の消毒設備の設置・マスク着用・手洗い・うがいの励行等感染防止との措置の呼びかけ。また、感染症の症状が認められた生徒、利用者、職員等の登校、出勤等の自粛の検討。

集客施設やイベント開催事業者に対する、手指の消毒設備の設置・従業員や利用客のマスク着用、手洗い、うがいの励行など感染防止の措置の呼びかけ。

また、高熱のある利用者の利用自粛・発生時の施設の休業や、イベントの中止又は延期の検討などを検討する。

県の要請により、対策レベル3に相当する新型インフルエンザ等が発生した場合は、次の社会活動制限の要請を行うことがあることを事前に周知しておく。

- a 住民に対する不要不急の外出の自粛要請
- b 施設管理者に対する施設の使用制限
- c 事業者等に対する集会・イベント等の中止又は延期の要請等

### ③ 水際対策

県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には保健所において必要な健康監視等の対応をとる。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

国・県と連携し、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者について、検疫法に基づく通知を受けたときは、県からの要請に応じ協力する。

## (4) 予防接種

### ① ワクチンの供給体制

ワクチンの供給予定等の情報を国・県から収集するとともに、流通体制を確認し、予防接種体制の構築に役立てる。

#### a 接種体制

##### (特定接種)

国の基本的対処方針を踏まえ、国が実施する登録事業者の接種対象者への特定接種が円滑に行われるよう協力するとともに、特定接種の対象者である新型インフルエンザ等対策を実施する職員等に対し、集団的接種を原則とし、本人の同意を得て接種を行う。

##### (住民接種)

国が特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく臨時予防接種の準備を開始した場合は、町は国、県と連携して、神崎支庁舎・大河内保健福祉センター等を会場として集団的接種を行うことを原則として、具体的な準備を進める。

町は、住民接種の優先接種順位、接種会場、接種日程などを住民に広報するとともに、予防接種に対する相談に対応する。

## (5) 医療

町は、県等と連携して医療に関する対策について、積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

圏域で専用外来が設置されるが、県等と連携し一般医療機関においても、発熱等症状がある者の受診に対し、院内感染を防止するための感染防止策を励行する。

受け入れ医療機関の整備及び救急車の適正利用の呼びかけを行う。

郡医師会との連携を図る。

## (6) 住民生活及び住民経済の安定の確保

### ① 事業者の対応

県では、国が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染

予防策を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

## ② 遺体の火葬・安置

県からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置する施設等の確保の準備を行う。

## 県内発生早期

Ⅲ－３県内発生早期
○県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ○町内または近隣市町未発生期の状態
<b>対策の目的</b>
1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<b>対策の考え方</b>
1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅延させるため、引き続き、感染対策等を行う。町内で患者が発生した場合は、国・県の基本的対処方針を基本としつつ、対策項目ごとに県と連携して3つの対策レベルのいずれかを選択し、実施する。 国が緊急事態宣言を行った場合には、原則として対策レベル3を選択する。 2) 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、住民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、住民への積極的な情報提供を行う。 3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を促す。 4) 町内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、住民生活及び住民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

県内未発生の場合でも、首都圏等の大都市圏での発生があり、早晚、感染が全国に拡大していくことが想定されるときは、日本全域が緊急事態宣言\*の区域になることがある。この場合には、県内発生早期として、国の基本的対処方針などに従い、緊急事態の措置を実施する。

### ※ 緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法第32条に基づき、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う。

宣言後は、住民の外出自粛要請、学校・保育所等の施設の使用制限（特措法第45条）のほか、臨時の医療施設の開設（特措法第48条）、物資の売渡しの要請（特措法第55条）などの対策を行うことができる。

## **(1) 実施体制**

### **① 体制**

町は、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに新型インフルエンザ等対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、県内発生早期の対策を行う。

町は、県と連携して、国が決定した基本的対処方針及び県の対策を医療機関、事業者、住民に広く周知する。

### **② 緊急事態宣言がされている場合**

町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県計画及び町の計画に基づき必要な対策を実施する。

町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置する。

## **(2) 情報収集・提供**

### **① 情報収集**

国及び県と連携して、またインターネット等により新型インフルエンザ等の発生状況、ウイルスの性状やワクチンの有効性・安全性等の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

学校、保育所、福祉関係施設、医療機関等でのインフルエンザの発生状況の把握を強化する。

郡医師会及び近隣市町との情報交換を強化する。

### **② 情報提供**

住民に対して、ケーブル放送・町ホームページや広報紙等利用可能なあらゆる媒体を活用して町内の発生状況と具体的な対策等を情報提供する。

新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があり、同時に他の者に感染させる可能性があるなど正確な知識を伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染した場合対応を周知する。また、学校・福祉関係事業所等や職場での感染拡大防止の情報を提供する。

国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。

### **③ 相談窓口の強化**

町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。

国が示す状況の変化に応じたQ&Aの改定版に従い相談業務を充実、強化する。

## **(3) 予防・まん延防止・予防接種**

町は県と連携して、住民・福祉関係施設・病院に対して、手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチケット、人混みを避けるなど感染予防対策等強化する。

町内発生以降実施される閉鎖措置の準備を行う。

県は、インフルエンザ症状の患者が発生した場合は、感染症法に基づき、入院措置、治療、積極的疫学調査等や患者の接触者への対応（外出自粛要請、健康調査の実施、有症時の対応指導等）等を行う。町は県の要請により協力を行う。

\*感染力の程度に応じた3つの対策レベル

## 対策レベル1

県の要請により、町は住民、事業者等に対して次の対策に協力する。

### ① 地域対策・職場対策の周知・臨時休業

事業者に対し、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨など職場における感染対策の徹底を促す。

学校における感染対策の強化を図るとともに、県・教育委員会と協議により学校保健安全法に基づく臨時休業（学級・学年閉鎖、休校）を判断する。

保育所等・福祉関係事業所（通所・短期入所事業所等）は、施設内で患者が多く発生した場合には、季節性インフルエンザの対応に準じ、必要に応じ、県・町と相談のうえ、当該施設の臨時休業等を判断する。また、感染症の症状が認められた職員の健康管理・受診の勧奨を促す。

病院、福祉関係施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化促す。

### ② 予防接種

#### a 特定接種

海外発生期（県内未発生期）、県内発生期と同様、国の基本的対処方針を踏まえて、特定接種を進める。

#### b 住民接種

国の方針に従って、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。

予防接種の実施に当たり、国及び県と連携して、神崎支庁舎・大河内保健福祉センター・学校など公的な施設の活用や郡医師会・神崎総合病院の協力により接種会場を確保し、原則として、集団的接種を行う。

県と連携して国からの指示に従い住民への接種に関する情報を提供する。

町は、接種医等と連携し、予防接種後の副反応等の情報を迅速に集約するとともに、国が接種後に行うモニタリングに協力する。

なお、国が緊急事態宣言を行った場合は、対策レベル3の対策に切り替える。

## 対策レベル2

県の要請を受け、町は対策レベル1に加えて、住民・事業者に対し次の対策に協力する。

### ① 地域対策・職場対策の周知



事業者に対し、従業員の出勤前の体温測定等により発熱がある者には欠勤を促し、適切な受診行動を勧めるなど、より積極的な感染対策の徹底の呼びかけを行う。

病院、福祉関係施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等については、不要不急の外来者面談を差し控えるなど、より積極的な感染対策を促す。

## ② 予防接種

対策レベル1と同様

## ③ 社会活動の制限等

海外発生期（県内未発生期）における対策に加え新たに以下の対策を実施する。なお、国が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに対策レベル3に切り替える。

### a 学校、保育所等、介護・福祉施設等の臨時休業

対策レベル1と同様

### b 施設等における感染防止の措置の徹底

事業者等に対して対策レベル1と同様の対策に加え、従業員の出勤時の検温、体調不良時の自宅待機（有給休暇扱い）及び適切な受診行動指示等、従業員の感染を減らすとともに感染者の重症化を防ぐための措置を促す。

## 対策レベル3

### ① 地域対策・職場対策の周知

対策レベル2に加えて次の対策を行う。

町は県の要請により、事業者に対し事業活動が自主的に自粛できる部門について検討し、従業員の欠勤状況などを踏まえて自粛を促す。

病院、福祉関係施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等については、施設利用者の発病を早期に発見し、速やかに適切な医療を受けられるよう配慮し、町は県の要請に協力する。

### ② 予防接種

対策レベル1と同様

#### 国が緊急事態宣言を行った場合の措置

国の緊急事態宣言に基づき変更された基本的対処方針を踏まえるとともに、未発生期ないし海外発生期、県内未発生期において準備した接種体制に基づき、住民への予防接種を実施する。

### ③ 社会活動の制限等

海外発生期（県内未発生期）における対策に加え、新たに以下の対策を実施する。

#### A 国が緊急事態宣言を行っていない又は行わない場合

国内での患者発生と国の緊急事態宣言との間には、時間的なズレが生じる可能性

が生じる可能性が否定できない。その患者発生が県内又は隣接府県であれば、事態不明の場合は最高レベルの対応で臨むという危機管理の原則に基づき、県が対策レベル3の対策を実施する場合が生ずる。これらの場合には、町は県の方針に基づき協力して対策を実施する。

#### ア 住民の不要不急の外出自粛

町内で患者が確認された場合、住民に対し、外出・集会の自粛等により感染防止を図る。

#### イ 学校等の臨時休業

##### (ア) 県の要請により臨時休業の実施

町内で患者が確認された場合臨時休業を要請する。臨時休業を要請する区域は、患者の移動範囲、立寄先等を勘案し、これが広い場合には全町域を、逆に患者の移動が極めて限られる場合には小学校区などのより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。

##### (イ) 臨時休業に備えた体制整備

学校等は、平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応経験を踏まえ、対応マニュアルの整備、ホームページやメールなども活用した児童・生徒等や保護者への連絡手段の確保など、臨時休業に備えた体制の整備を進める。町は、患者発生時の迅速な情報提供と学校における留意事項の提示など、患者発生時の学校等に対する支援を行う。

##### (ウ) 臨時休業の実効性の確保

臨時休業による感染拡大の防止という目的を実効あるものにするため、児童・生徒等の指導について、次の事項を学校等に要請する。

- ①臨時休業の目的、意義等について啓発する。
- ②臨時休業中、児童・生徒同士の接触や人ごみへの外出を控えるよう指導する。
- ③児童・生徒等本人又は家族等の同居者に発熱、呼吸器症状等の体調不良がある場合は直ちに学校に連絡するよう指導する。

#### ウ 保育所・福祉関係事業所の臨時休業等

##### (ア) 県の要請により臨時休業の要請

町内で患者が確認された場合、臨時休業を要請する。臨時休業を要請する区域は患者の移動範囲、立寄先等を勘案し対応する。

##### (イ) 代替措置の用意

①保育所等においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育を支援するとともに、医療従事者、ライフライン関係者等新型インフルエンザ等対策のために休暇取得が困難な人のために、感染防止対策を厳重に徹底した上で小規模の保育を行うなど、代替措置を用意する。

②福祉関係事業所（通所・短期入所事業所等）においては、主たる代替措置となる訪問系サービスの提供がスムーズに行えるよう、体制を整備する。あわせて、

事業者間で利用者の需要を相互に補完できるよう連携を図るとともに、ケアマネジャーの活動を強化する。

また、やむを得ない理由により利用者の受入れが必要な場合には、感染防止対策を厳重に徹底した上で、例外的に通所・短期入所サービスを提供する。

#### エ その他集客施設の臨時休業等

社会経済活動の維持に必要な施設

病院・食料品店等社会活動に必要な施設は、事業を継続するため、来客及び従業員に係る感染対策の徹底を図るよう促す。ただし、状況により営業自粛（臨時休業）の要請を行う。

その他の集客施設においては、感染防止措置の徹底について要請を行い、必要に応じて営業自粛（臨時休業）の要請を行う。

#### オ 集会・イベント等の自粛

町内で患者が確認された場合、集会・イベント等を開催する者に対し、当該集会・イベント等における感染防止措置の徹底を要請する。この要請だけでは当該集会・イベント等の開催に起因する急速なまん延が防止できないと判断される場合には、必要に応じて集会・イベント等の中止又は延期を促す。

### B 国が緊急事態宣言を行った場合

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

県が行う以下の要請等の措置について住民や事業者等に周知するとともに、町は県からの要請に応じ適宜協力する。

#### ア 外出自粛要請

住民に対し、特措法第45条第1項の規定に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染対策の徹底を要請する。

#### イ 施設の使用制限等の要請

学校、保育所等に対し、特措法第45条第2項の規定に基づき、期間を定めて行う施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。なお、要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、住民の生命・健康の保護、生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定に基づく指示を行う。要請・指示を行った際は、その施設名を公表する。

学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項の規定に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項の規定に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。

要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、住民の生命・健康の保護、生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

#### (4) 医療

##### ① 基本的な医療体制

県内発生早期の医療体制については、政府行動計画、県行動計画に基づき、海外発生期（県内未発生期）と同様とする。

##### a 外来の医療体制

原則として、相談センターによる受診相談後、専用外来で診療する。

##### b 入院の医療体制

新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関への入院措置を行う。

##### c 確定患者の感染症指定医療機関への搬送

原則として、県が搬送するが、患者の病状に応じて消防局の協力を得て救急搬送を行うこともあることから、平時から消防局と連携・協力体制を構築しておく。

##### ② 医療体制の整備

地域の医療機関と密に連携を図り、保健所を中心とした、二次医療圏を単位とした地域医療体制を推進する。県内患者増加に対応するため、県の要請により、外来協力医療機関（公立神崎総合病院）の設置準備を進める。

一般の医療機関においても診察する体制に備えて標準予防策、個人防護具の着脱方法等の訓練を実施するなど、院内感染対策の強化を促す。

#### (5) 住民生活及び住民経済の安定の確保

##### 対策レベル1 及び対策レベル2

###### 【事業者の要請】

町は、県・国と連携して、町内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を実施するよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

###### 【住民・事業者への呼びかけ】

町は、県の要請により、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう国・県が事業者に対して行う要請に協力する。

##### 対策レベル3

###### 【火葬能力等の把握】

町は、県と連携し、随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、他市町及び県との情報共有を図る。

町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、一時的に遺体を安置できる施設等を確保するための準備をする。

#### **国が緊急事態宣言を行った場合**

国が緊急事態宣言を行った場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### **ア 事業者のサービス水準の低下にかかる住民への呼びかけ**

住民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した場合には、事業者のサービス水準が低下することがあることを許容するよう呼びかける。

##### **イ 生活関連物資等の価格の安定等**

町は、県と連携し、住民生活及び地域経済の安定のために、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口の充実を図る。

##### **ウ 水の安定供給**

水道事業者である町は、消毒その他の衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

## 県内感染期

Ⅲ－４県内感染期
町内・近隣市町で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ※感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む。
対策の目的
1) 医療提供体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 住民生活・住民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方
1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。 2) 対策の実施については、発生の状況を把握し、実施すべき対策については、県と連携し行うこととする。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、住民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 町は職員の健康管理の強化を図り、新型インフルエンザ等に係る対策を推進するとともに、住民サービスに必要不可欠な業務の継続に努める。 7) 受診者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、できるだけ速やかに住民接種を実施する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 実施体制

県では、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態と判断した場合は、国の基本的対処方針の変更に基づき、新型インフルエンザ等対策委員会等の意見を踏まえ、県内感染期に入ったことを判断し、対処方針（原則として二次医療圏域ごと）を変更し、公表する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行う。

### **国が緊急事態宣言を行った場合**

町は、直ちに町対策本部を設置する。県内の感染状況等に応じた対策を決定する。  
新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づき県による代行、他の地方公共団体による応援等の措置の活用を行う。

## **(2) 情報収集・提供**

### **① 情報収集**

県で行っているサーベイランス、情報収集に関する対策について、町は県等と連携してこれらの情報（重傷者・死亡者・集団発生）を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

町は郡医師会・近隣市町との情報交換を強化する。

### **② 情報提供**

県と連携し、住民に対してケーブル放送・ホームページや広報紙等利用可能なあらゆる媒体を活用して町内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、分かりやすく、できる限りリアルタイムかつ一元的に情報提供する。

引き続き、特に、住民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校、保育所等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

### **③ 相談窓口**

町は、県等からの要請に応じ、住民からの相談の増加に備え、設置した相談窓口体制を継続する。

町は、国からQ&Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

## **(3) 予防・まん延防止**

町内感染期においては、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替えることになる。一方で、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる重症者・死亡者数が増加する可能性もある。このため、町内感染期においてもまん延防止対策を講じる。

### **① 予防・まん延防止対策**

県と連携し、住民、事業所、福祉関係施設等に対し、手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、り患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。

県と連携し、事業者に対し、欠勤者の状況を踏まえて、必要不可欠な事業活動

の継続と不急の事業活動の縮小を検討するよう要請する。あわせて、時差出勤についても検討するよう要請する。

県と連携し、学校・保育所等に、必要に応じて学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校設置者に要請する。

町の施設の管理者は、手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチケット及び可能な限り換気、不特定多数の触れる箇所の消毒等の徹底を図るとともに職員の健康管理に努める。

県と連携し、病院・福祉関係施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

社会活動の制限としては、県内発生早期の対策1・2の対策と同様に実施する。

#### （４）予防接種

特定接種に協力するとともに、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を実施する。

引き続き、国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。

#### 国が緊急事態宣言を行っている場合

国が緊急事態宣言を行っている場合には、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を行う。

#### （５）医療

地域ごとの患者発生状況に応じて、対策の主眼をまん延防止から被害軽減（重症化予防）に切り替えるため、軽症者は自宅療養、重症者は入院という原則のもとに医療体制を移行する。患者発生状況等を踏まえ、中播磨健康福祉事務所や郡医師会等と連携、協力し実情に応じた切り替えを行う。

#### 対策レベル1～3

県の要請により、新型インフルエンザ等患者の診療可能な専用外来及び外来協力医療機関を、新型インフルエンザ等が疑われる症状を呈している者の受診する医療機関として、住民に周知する。

患者の発生数、病原性の程度等に応じて、順次、一般医療機関が外来協力医療機関へ移行していくようにするなど柔軟に体制を構築する。専用外来は、一般医療機関、外来協力医療機関では対応の困難な重症患者等を優先的に診療する体制へ移行する。

入院勧告による感染拡大の抑制効果が低下した場合、又は患者の増加により、入院患者が感染症指定医療機関等の病床数を超える状況となった場合には、新型インフルエンザ等患者の入院措置は中止となる。

入院患者の受入れは、基本的に、内科、小児科等の入院病床を有する医療機関（以



下、「一般入院医療機関」という。)で対応するが、病原性の程度が高い場合等は、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関で対応する。

国・県・郡医師会と連携し、医療機関の状況（従業員の勤務状況・医療資器材・医薬品・空床情報等）の共有を図る。

## 対策レベル1

### ① 外来医療体制

#### a インフルエンザに対応した医療機関での診療の実施

新型インフルエンザが疑われる者の外来診療は、一般医療機関で対応する。医療機関では、医療従事者のマスク着用、発熱患者のマスク着用、発熱患者とその他の患者の待合区域を分ける等、院内感染対策（標準予防策と飛沫感染予防策）を講じる。

#### b 基礎疾患を有する者等への対応

透析患者、小児患者、妊産婦及び基礎疾患を有する患者についても、原則、かかりつけ医療機関で外来診療を行う。ただし、基礎疾患のコントロールが必要な患者については、透析等の主治医と連携して、医療を提供する。

### ② 入院医療体制

#### a 入院対象者

- ・軽症者は自宅療養とする。
- ・基礎疾患を有する者で症状の程度や基礎疾患の状態から重症化するおそれがある者については、主治医の判断により一般入院医療機関で入院治療を行う。

## 対策レベル2

### ① 外来医療体制

#### a インフルエンザに対応した医療機関での診療の実施

新型インフルエンザが疑われる者の外来診療は、一般医療機関で対応する。

重症化が懸念されるなど、一般医療機関での治療が難しい場合には、専用外来等へ紹介する。

医療機関では、医療従事者のマスク着用、発熱患者のマスク着用、発熱患者とその他の患者の待合区域を分ける等、院内感染対策（標準予防策と飛沫感染予防策）を徹底する。

#### b 重症化が懸念される者への対応

透析医療機関においては、院内感染対策の徹底を図るとともに、時間的・空間的な隔離等によって、自院の新型インフルエンザ等患者に対する透析を実施する。また、透析患者で入院が必要な者については、感染症指定医療機関、又は透析担当医師と感染症担当医師が連携して治療を行える医療機関に入院のうえ透析を実施する。

小児患者で入院が必要な場合を想定して、通常の小児救急を基本とした病診連携を強化する。

重症化した妊婦に対し、妊娠中及び周産期を通じて、感染症治療が総合的に行える医療体制を構築する。

新型インフルエンザウイルスの病原性が変化したり、感染力が高くなるなどした場合、発熱患者が増加し、医療機関の診療に支障を来すことが予想されるため、経過観察や検査入院などの患者で、数週間の延期が可能なものについては、これを検討し、新型インフルエンザ等の重症患者への医療を適切に提供する。

## ② 入院医療体制

- a 軽症者は適切な投薬等を行ったうえで、自宅療養とする。
- b 基礎疾患を有する者でインフルエンザの症状の程度や基礎疾患の状態から重症化するおそれがある者については、一般入院医療機関で入院治療を行う。一般入院医療機関で入院治療が困難な場合は、入院協力医療機関と連携して対応する。
- c 透析患者、妊婦等、特別な医療を必要とする患者は元より、インフルエンザ症状が重症化した患者に対応するため、専門医療機関との連携を強化する。

## 対策レベル3

### ① 外来医療体制

帰国者及び接触者以外からの新型インフルエンザ患者が継続して認められる場合は、院内感染対策を実施したうえで、外来協力医療機関において発熱・呼吸器症状等がある患者を診療する体制に移行する。

専門外来は、外来協力医療機関では対応が困難な患者を優先的に診療する。

#### a 外来協力医療機関の拡充

専門外来以外の医療機関においては、専用の診療時間帯の確保や患者の動線分離による院内感染対策を講じて外来協力医療機関へ順次、移行する。

#### b 在宅療養者への医療サービスの確保

高齢者やかかりつけ患者等が通院せずに診療できる往診や在宅医療サービスを医師会等関係機関と連携し、軽症者が在宅療養へと移行することに伴い、増加する在宅療養者に対して、見守り・訪問看護・訪問診療等サービスの支援を行う。

### ② 入院医療体制

入院治療は、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関において行う。

新型インフルエンザ等患者のうち重症者以外は可能な限り自宅療養へと切り替えていく。

## (6) 住民生活及び住民経済の安定の確保

## 対策レベル1 及び対策レベル2

### ①事業者の対応

町は、県と連携し 町内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を講じるよう要請する。

### ②住民・事業者への呼びかけ

町は、県と連携し食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、国が事業者に対して行う要請に協力する。

## 対策レベル3

### ① 遺体の火葬・安置

町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存のために必要な保存剤や遺体からの感染を防ぐために必要な納体袋等の物資を確保し遺体の保存を適切に行う。

### 国が緊急事態宣言を行っている場合

国が緊急事態宣言を行っている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、県内発生早期と同様の対策を行う。

また、県内感染期においては、これらに加えて、次の対策を行う。

#### ① 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、国、県からの要請を受けて、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### ② 埋葬・火葬の特例等

- ・ 町は、県からの要請を受け可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・ 町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請を受け、一時的に遺体を安置する施設等を確保する。

## 小康期

<b>Ⅲ-5小康期</b>
○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行は一旦終息している状況。
<b>対策の目的</b>
住民生活及び住民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
<b>対策の考え方</b>
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 実施体制

#### ①基本的対処方針の変更

国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針の公示内容について確認するとともに、県の対応を踏まえ、町における対応を決定する。

#### ②町対策本部の廃止

緊急事態解除宣言が行われた場合、速やかに町対策本部を廃止し、第二波の流行に備えた警戒体制に移行する。

### (2) 情報収集・提供

引き続き、国や県から、新型インフルエンザ等の情報を収集する。

再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

ケーブル放送等を活用し、小康期に入ったことを住民に周知するとともに、流行の第二波に備え、住民への情報提供と注意喚起を行う。

県からの要請に応じ、相談窓口状況をみながら縮小する。

### (3) 予防・まん延防止

実施した対策を評価・検討し、対策の見直しを実施

第二波に備え、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の継続の必要性を周知する。

#### (4) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進める。

##### **緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態がされている場合は、上記の対策に加え、以下の対策を行う。

国・県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づく、予防接種法第6条第1項に規定する住民に対する臨時の予防接種を進める。

#### (5) 医療体制

新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制となる。

不足している医療資器材（個人防護具等）の備蓄を行う。

医師会との連携を図る。

#### (6) 住民生活及び住民経済の安定の確保

県と連携し、必要に応じ、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、国が事業者に対して行う要請に協力する。

神河町新型インフルエンザ等行動計画資料編

1	神河町新型インフルエンザ等行動計画対策本部条例	・ ・ ・ ・ ・	4 4
2	感染者発生時の活動マニュアル (発生段階毎の各部署の活動内容・各課の主な役割)	・ ・ ・ ・ ・	4 5
3	防疫・感染対策用備蓄器材表	・ ・ ・ ・ ・	4 9
4	国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合の対策	・ ・ ・ ・ ・	5 0
5	用語解説	・ ・ ・ ・ ・	5 2
6	関係法令	・ ・ ・ ・ ・	5 5

## 資料1

### 神河町新型インフルエンザ等対策本部条例

(平成 25 年 7 月 1 日条例第 33 号)

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、神河町新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第 2 条 神河町新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括し、指揮監督する。

2 神河町新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 神河町新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

#### (会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに充たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

## 資料2

### 感染者発生時の活動内容（マニュアル）

（役場職員対応）

- ・ 新型インフルエンザの発生が予測される時及び発生時は、次のとおり活動する。
- ・ 病気の重症度及び感染力の強弱、拡大速度等により、柔軟に対応していくことが大切である。
- ・ 最新情報の共有化を図り、迅速に対応するように努める。

① 新型インフルエンザ等対策会議（副町長を中心に必要関係課長らを招集し情報分析、並びに本部設置に向けての準備をする）

対策会議構成員	副町長、健康福祉課、総務課、教育課、住民生活課、情報センター、地域振興課、神崎総合病院、商工会
---------	---

② 健康福祉課に新型インフルエンザ等対策本部を設置し、関係職員が従事する。

本部長	町長
副本部長	副町長 ・ 教育長
本部管理者	健康福祉課長
本部構成員	各課部署代表管理職等
関係職員	健康福祉課
その他関係職員	暫時必要に応じて

### < 発生段階ごとの活動 >

発生段階	活動内容	活動部署
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集</li> <li>・ 住民への予防対策の普及啓発</li> </ul>	健康福祉課
海外発生・ 県内未発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策会議の開催</li> <li>・ 職員へ啓発、防護対策検討と準備</li> <li>・ 情報収集・情報提供</li> <li>・ 防疫用の器材、薬品等の状況把握、確保</li> <li>・ 器材等の確認準備を進める</li> </ul>	健康福祉課 総務課 情報センター



<p>県内発生早期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策会議の開催</li> <li>・ 職員への防護措置の実行～強化へ</li> <li>・ 情報収集</li> <li>・ 住民へ情報提供、予防対策指導</li> <li>・ 学校へ予防対策の指導</li> <li>・ 職員へ協力体制の要請</li> <li>・ 特定接種・住民予防接種の準備実施</li> <li>・ 相談窓口の設置</li> </ul>	<p>(対策会議委員)</p> <p>健康福祉課 総務課 教育課 住民生活課 神崎総合病院</p>
<p>県内感染期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の設置</li> <li>・ 対策会議の開催</li> <li>・ 学校、幼稚園、保育所等の休校閉鎖等の協議</li> <li>・ 公共施設閉鎖、イベント事業中止等の協議</li> <li>・ 情報収集</li> <li>・ 住民へ情報提供、予防対策指導</li> <li>・ 予防接種の実施</li> <li>・ 学校へ予防対策、防疫指導</li> <li>・ 医療機関、介護等関連施設、公共施設等への防疫指導</li> <li>・ 要援護者への見守り対応</li> <li>・ 在宅療養者・医療機器利用者の訪問等対応</li> <li>・ 医療機関との対応措置</li> <li>・ 国、県と連携し情報収集、情報交換</li> <li>・ 消毒作業</li> <li>・ 遺体の火葬・安置</li> </ul>	<p>(本部委員)</p> <p>健康福祉課 総務課 教育課 住民生活課 情報センター 地域振興課 神崎総合病院 姫路市消防局</p>
<p>小康期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動計画、マニュアルなどの見直し</li> <li>・ 対応策等の修正</li> <li>・ 次に備えた感染対策の検討</li> <li>・ 対策本部の廃止</li> <li>・ 終息状況の把握</li> <li>・ 情報提供・注意喚起</li> </ul>	<p>(対策会議委員)</p> <p>健康福祉課 情報センター</p>

## ＜各課の主な役割＞

共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>①関係機関及び関係団体等との情報の共有に関する事</li> <li>②所管する集客施設等に対する情報提供及びまん延防止に関する事</li> <li>③国内発生期以降における関係団体等への活動の継続、又は自粛要請等に関する事</li> <li>④職場内での感染防止対策の実施に関する事</li> <li>⑤町業務の維持継続に関する事</li> </ul>
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急器材・用品の調達等に関する事</li> <li>②新型インフルエンザ等対策本部会議に関する事</li> <li>③兵庫県危機管理部局との連携に関する事</li> <li>④新型インフルエンザ発生動向の情報収集・提供に関する事</li> <li>⑤住民の社会活動制限の周知等に関する事</li> <li>⑥庁舎におけるまん延防止対策に関する事</li> <li>⑦町業務の維持（職員の健康管理を含む。）の総括に関する事</li> <li>⑧報道機関への情報提供に関する事</li> <li>⑨町内在住外国人への情報提供等に関する事</li> </ul>
住民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①姫路市消防局との連携に関する事</li> <li>②ゴミ収集（委託）業務の維持に関する事</li> <li>③尿処理（委託）業務の維持に関する事</li> <li>④染期における火葬能力の維持・増強に関する事</li> <li>⑤感染期における遺体安置所の確保等に関する事</li> </ul>
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新型インフルエンザ等対策本部の設置、運営に関する事</li> <li>②新型インフルエンザ等発生動向の情報収集に関する事</li> <li>③兵庫県・中播磨健康福祉事務所・神崎郡医師会・各医療機関等との連絡調整に関する事</li> <li>④住民に対し、新型インフルエンザ等に関する情報・予防・相談窓口・医療機関等の情報提供に関する事</li> <li>⑤相談窓口の設置・運営に関する事</li> <li>⑥県の要請に応じサーベイランス事業への協力に関する事</li> <li>⑦予防接種に関する事</li> <li>⑧ワクチン接種に伴う副反応情報の収集に関する事</li> <li>⑨新型インフルエンザ等に関する正しい知識・個人防衛策及び咳エチケット等の普及啓発に関する事</li> <li>⑩所管施設の通所者・入所者の健康状態及び施設での発生状況の把握に関する事</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>①在宅療養者等に対する生活支援等に関する事</li> <li>② 公共施設等における療養体制の整備に関する事</li> </ul>
地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生活必需品及び食糧の確保に関する事</li> <li>②鳥インフルエンザ・豚インフルエンザ発生動向の情報収集に関する事</li> <li>③兵庫県高病原性鳥インフルエンザ対策本部・兵庫県家畜保健衛生所及び光都農林水産振興事務所との連携に関する事</li> <li>④家畜飼育者（学校・家庭を含む。）に対する防疫に関する事</li> <li>⑤ 観光客への対応に関する事</li> </ul>
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①飲料水の確保に関する事</li> <li>②町内発生期～感染期における下水道業務の維持に関する事</li> </ul>
情報センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民の社会活動制限の周知等に関する事</li> <li>②住民への感染情報提供に関する事</li> <li>③新型インフルエンザ等に関する正しい知識・個人防御策及び咳エチケット等の普及啓発に関する事</li> <li>④住民経済安定の確保として、食料品・生活必需品購入にあたっての呼びかけ</li> </ul>
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①関係経費の収支に関する事</li> </ul>
教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①県教育委員会及び健康福祉事務所との連携に関する事</li> <li>②各学校等に対し、新型インフルエンザの正しい知識の普及啓発及び予防教育実施の指導に関する事</li> <li>③各学校等に対し、新型インフルエンザ及び症状を呈した場合の対応についての情報提供に関する事</li> <li>④国内発生以降、学校教育機関における行事等の自粛及び学級閉鎖等感染予防対策の迅速・的確な対応に関する事</li> <li>⑤教育機関における感染予防・まん延防止に関する事</li> <li>⑥新型インフルエンザ発生期における教育対策に関する事</li> <li>⑦公共施設等において、療養施設を開設する場合の協力に関する事</li> </ul>
神崎総合病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国・県のサーベランス情報の収集・各医療機関との連携及び情報の共有に関する事</li> <li>②特定接種（職員）・住民接種等予防接種に関する事</li> <li>③外来医療・入院体制に関する事</li> </ul>

### 資料3

#### 防疫・感染対策用備蓄器材表

(H26.11.1現在)

用品名		数量	保管場所	備考
防護服セット		20セット	神崎支庁舎	
シューズカバー		20組	〃	
クリーンキャップ		10枚	〃	
手袋(プラスチックグローブ)		10組	〃	
手袋 (スキン系 グローブ)	L	1箱(100枚)	〃	健診、予防接種対応
	M	1箱(100枚)	〃	健診、予防接種対応
	S	1箱(100枚)	〃	健診、予防接種対応
ゴーグル(プラスチック製)		10枚	〃	〃
消毒用 噴霧機器	水性用	1機	〃	〃
	粉用	1機	〃	〃
マスク	N95	20枚	〃	〃
	370型	10枚	〃	〃
	MS-300型	20枚	〃	〃
	不織布製 マスク	3,000枚	〃	寄贈品 (H21・22年)

## 資料4

### 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合の対策

県では、国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合、次のとおり対策を行う。  
町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### 1 概要

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

#### 2 実施体制

県は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合、国における情報の収集・分析や関係省庁対策会議等の状況に関して庁内関係部局で共有する。

県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどの場合、国における情報の収集・分析や関係省庁対策会議等の状況に関して庁内関係部局で共有する。

#### 3 サーベイランス・情報収集

##### (1) 情報収集

県は、国や国際機関等から鳥インフルエンザに関する情報を収集する。

##### (2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県は、国内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

#### 4 情報提供・共有

県は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合、国と連携して、発生状況及び対策について、住民に積極的な情報提供を行う。

県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどの場合、国と連携して、海外における発生状況や対策等について、住民に積極的な情報提供を行う。

#### 5 予防・まん延防止

##### (1) 人への鳥インフルエンザの感染対策（水際対策）

県は、海外において新たな亜型で検疫法の対象となる鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどの場合、検疫所と連携して、健康監視等を行う。

##### (2) 疫学調査、感染対策

県は、必要に応じて国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携し、積極的疫学調査を実施する。

県は、国からの要請を受け、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。

県は、国からの依頼を受け、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

### (3) 家きん等への防疫対策

県は、国と連携し、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域に関する渡航者への注意喚起、国内の農場段階での衛生管理等を徹底する。

県は、国と連携し、国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、防疫指針に即した具体的な防疫措置（家畜等の殺処分、周辺農場の飼料家きん等の移動制限等）を実施する。殺処分羽数台規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である場合には、自衛隊の部隊等による支援を国に要請する。

県は、防疫措置に伴い、必要に応じて、防疫実施地域における警戒活動を行う。

## 6 医療

### (1) 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

県は、国からの助言に基づき、感染が疑われる患者に対し、感染症指定医療機関等において、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じたうえで、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう依頼する。

県は、必要に応じ、国立感染症研究所において亜型検査、遺伝子検査を実施するよう国に要請する。

県は、国からの情報提供を受け、環境保全研究所での検査が実施できる体制を整備する。

### (2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザ

県は、必要に応じて国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携し、積極的疫学調査を実施する。

県は、国からの要請を受け、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。

県は、国からの依頼を受け、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

## 資料5

### 用語解説

50音順

- 医学的ハイリスク者  
基礎疾患を有する者（呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者）及び妊婦、小児。
- インフルエンザウイルス  
インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）
- 家きん  
鶏、あひる、うずら等家畜として飼養されている鳥。  
なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
- 感染症指定医療機関  
感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。
  - \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
  - \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
  - \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
  - \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。
- コールセンター  
市民からの一般的な問い合わせ・相談の窓口として設置されたもので、新型インフルエンザに係る問い合わせや受診に関する相談も受け付ける窓口。
- サーベイランス  
見張り、監視制度という意味。  
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
- 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患って死亡した者の数。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

平成21年4月にメキシコで確認され世界的な大流行となったH1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、平成23年3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第9項）

○ WHO（World Health Organization：世界保健機関）

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が



決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 飛沫核感染 (空気感染)

飛沫核感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子(5ミクロン以下)である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム(陰圧室など)やフィルターが必要になる。

○ 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1~2メートル以内しか到達しない。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンのこと。現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造している。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

## 資料7

### 新型インフルエンザ等対策に係る関係法令（抜粋）

#### ○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号） （定義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型インフルエンザ等 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- (2) 新型インフルエンザ等対策第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。
- (4) 指定行政機関 次に掲げる機関政令で定めるものをいう。
  - ア 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関
  - イ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
  - ウ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関
  - エ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
- (5) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。
- (6) 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第2

条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。)又は医療機器(同条第4項に規定する医療機器をいう。以下同じ。)の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

(7)指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

### (国、地方公共団体等の責務)

**第3条** 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

### (事業者及び国民の責務)

**第4条** 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第28条第1項第1号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

### (基本的人権の尊重)

**第5条** 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

### (市町村行動計画)

**第8条** 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

(2)市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

ア 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供  
イ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ウ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(3)新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

(4)新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

(5)前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

### (物資及び資材の備蓄等)

**第10条** 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（第12条及び第51条において「指定行政機関の長等」という。）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

### (訓練)

**第12条** 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 指定行政機関の長等は、第1項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

### (知識の普及等)

**第13条** 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

### (基本的対処方針)

**第18条** 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- (2) 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してそ

の周知を図らなければならない。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前2項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

### (都道府県対策本部長の権限)

**第24条** 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第33条第2項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

5 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

6 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地

方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

### (特定接種)

**第28条** 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

(1) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第3項及び第4項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

(2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第31条において「特定接種」という。）及び同項第1号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

4 厚生労働大臣は、特定接種及び第1項第1号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第12条第2項、第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第7条及び第8条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第15条第1項、第18条及び第19条第1項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項

中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「国」とする。

6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第15条第1項、第18条及び第19条第1項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。

7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

#### **（医療等の実施の要請等）**

**第31条** 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

3 医療関係者が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第62条第2項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前3項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、



第2項又は第3項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

### (新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

**第32条** 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

(2)新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2 前項第1号に掲げる期間は、2年を超えてはならない。

3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第1項第1号に掲げる期間を延長し、又は同項第2号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

4 前項の規定により延長する期間は、1年を超えてはならない。

5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要性がなくなつたと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。

6 政府対策本部長は、第1項又は第3項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

### (市町村対策本部の設置及び所掌事務)

**第34条** 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

### (感染を防止するための協力要請等)

**第45条** 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフル

エンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

### （住民に対する予防接種）

**第46条** 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

3 第1項の規定により基本的対処方針において予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第2項中「都道府県知事」とあるのは「都道府

県知事を通じ市町村長」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

4 前項に規定する場合においては、予防接種法第26条及び第27条の規定は、適用しない。

5 市町村長は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

6 第31条第2項から第5項までの規定は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第31条第2項から第4項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

### （医療等の確保）

**第47条** 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者（薬事法第12条第1項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第13条第1項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。）若しくは医薬品等販売業者（同法第24条第1項の医薬品の販売業又は同法第39条第1項の高度管理医療機器等（同項に規定する高度管理医療機器等をいう。）の販売業の許可を受けた者をいう。第54条第2項において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

### （臨時の医療施設等）

**第48条** 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第4項において「医療施設」という。）であつて特定都道府県知事が臨時に開設するもの（以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。

2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

3 消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項及び第2項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施

設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第85条第1項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第77条第1項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。

5 医療法（昭和23年法律第205号）第4章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第7条第1項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第2項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間（6月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。

7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

### （緊急物資の運送等）

**第54条** 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材（第3項において「緊急物資」という。）の運送を要請することができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型イ

ンフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

### (物資の売渡しの要請等)

**第55条** 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前3項の規定による措置を行うことができる。

### (生活関連物資等の価格の安定等)

**第59条** 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年4月12日政令第122号)

### (使用の制限等の要請の対象となる施設)

**第11条** 法第45条第2項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第3号から第13号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものに限る。

- (1)学校(第3号に掲げるものを除く。)
- (2)保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)
- (3)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する高等課程を除く。)、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- (4)劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (5)集会場又は公会堂
- (6)展示場
- (7)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)
- (8)ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
- (9)体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- (10)博物館、美術館又は図書館
- (11)キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- (12)理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (13)自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- (14)第3号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

2 厚生労働大臣は、前項第14号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

## ○予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）

### （臨時に行う予防接種）

**第6条** 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。